

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第六十四号）（抄）

別表		改正案		別表		現行	
路線名	指定区間	路線名	指定区間	路線名	指定区間	路線名	指定区間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
二十三号	豊橋市東細谷町字境川二十三番二から伊勢市宇治今在家町字作楽百二十番一まで	二十三号	豊橋市東細谷町字境川二十三番二から伊勢市宇治今在家町字作楽百二十番一まで	二十三号	豊橋市東細谷町字境川二十三番二から伊勢市宇治今在家町字作楽百二十番一まで（豊橋市西浜町九番一から蒲郡市大塚町南向山十五番三及び愛知県額田郡幸田町大字須美字西迫三番五を経て同町大字須美字牛ノ松三十番一までを除く。）	二十三号	豊橋市東細谷町字境川二十三番二から伊勢市宇治今在家町字作楽百二十番一まで
二 号	大阪市北区梅田一丁目三番から北九州市門司区老松町三番一まで（明石市立石一丁目四番一から同市魚住町清水字井桶田二千四百四十九番一及び姫路市本町二百四十一番を経て兵庫県揖保郡太子町山田字美之路五百九十一番二まで、福山市神村町字伊勢山下六千番二から尾道市正徳町五百三十五番十七を経て同市福地町六百二十番一まで、同市正徳町五百三十五番十七から三原市糸崎八丁目百六十七番十六を経て同市糸崎八丁目二百六番二まで、東広島市八本松西三丁目二千九百九十三番二から広島市安芸区瀬野一丁目八百五十九番一を経て広島県安芸郡海田町南大正町千二百七十八番一から同市佐伯区海老園二丁目四百十八番一から同市佐伯区海老園二丁目三百三番三を経て廿日市市地御前五丁目千九百二十九番二十一までを除く。）	二 号	大阪市北区梅田一丁目三番から北九州市門司区老松町三番一まで（明石市立石一丁目四番一から同市魚住町清水字井桶田二千四百四十九番一及び姫路市本町二百四十一番を経て兵庫県揖保郡太子町山田字美之路五百九十一番二まで、福山市神村町字伊勢山下六千番二から尾道市正徳町五百三十五番十七を経て同市福地町六百二十番一まで、同市正徳町五百三十五番十七から三原市糸崎八丁目百六十七番十六を経て同市糸崎八丁目二百六番二まで、東広島市八本松西三丁目二千九百九十三番二から広島市安芸区瀬野一丁目八百五十九番一を経て広島県安芸郡海田町南大正町千二百七十八番一から同市佐伯区海老園二丁目四百十八番一から同市佐伯区海老園二丁目三百三番三を経て廿日市市地御前五丁目千九百二十九番二十一までを除く。）	二 号	大阪市北区梅田一丁目三番から北九州市門司区老松町三番一まで（明石市立石一丁目四番一から同市魚住町清水字井桶田二千四百四十九番一及び姫路市本町二百四十一番を経て兵庫県揖保郡太子町山田字美之路五百九十一番二まで、福山市神村町字伊勢山下六千番二から尾道市正徳町五百三十五番十七を経て同市福地町六百二十番一まで、同市正徳町五百三十五番十七から三原市糸崎八丁目百六十七番十六を経て同市糸崎八丁目二百六番二まで、東広島市八本松西三丁目二千九百九十三番二から広島市安芸区瀬野一丁目八百五十九番一を経て広島県安芸郡海田町南大正町千二百七十八番一から同市佐伯区海老園二丁目四百十八番一から同市佐伯区海老園二丁目三百三番三を経て廿日市市地御前五丁目千九百二十九番二十一までを除く。）	二 号	大阪市北区梅田一丁目三番から北九州市門司区老松町三番一まで（明石市立石一丁目四番一から同市魚住町清水字井桶田二千四百四十九番一及び姫路市本町二百四十一番を経て兵庫県揖保郡太子町山田字美之路五百九十一番二まで、福山市神村町字伊勢山下六千番二から尾道市正徳町五百三十五番十七を経て同市福地町六百二十番一まで、同市正徳町五百三十五番十七から三原市糸崎八丁目百六十七番十六を経て同市糸崎八丁目二百六番二まで、東広島市八本松西三丁目二千九百九十三番二から広島市安芸区瀬野一丁目八百五十九番一を経て広島県安芸郡海田町南大正町千二百七十八番一から同市佐伯区海老園二丁目四百十八番一から同市佐伯区海老園二丁目三百三番三を経て廿日市市地御前五丁目千九百二十九番二十一までを除く。）

(略)	百十三号	(略)	百一十号
(略)	新潟市中央区本町通七番町千五十四番二から同区万代三丁目二千四百五十二番九まで及び村上市坂町字笹谷三千五百二十八番三から山形県東置賜郡高島町大字深沼字舟入千六百二十六番三まで(長井市今泉字八景二千七百六十三番一から南陽市和田字深田三千五百三十六番一までを除く。)	(略)	青森市長島二丁目十番二から同市浪岡大字大 積迎字沢田百十三番二十まで、同市浪岡大字 徳才子字山本百五番五十九から青森県西津軽 郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三百八十四番六 まで(五所川原市大字福山字広富二百八十八番一 から同市字本町三十六番七及び同郡鱒ヶ沢町 大字北浮田町字今須浜田二十五番一を経て同 郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三百八十四番六 までを除く。)、能代市字芝童森五番十九か ら秋田県山本郡三種町鶴川字帆出三十番二ま で及び秋田市金足岩瀬字小川瀬三十一番一か ら同市八橋南二丁目二百三十三番九十八まで
(略)	百十三号	(略)	百一十号
(略)	新潟市中央区本町通七番町千五十四番二から同区万代三丁目二千四百五十二番九まで及び村上市坂町字笹谷三千五百二十八番三から山形県東置賜郡高島町大字深沼字舟入千六百二十六番三まで	(略)	青森市長島二丁目十番二から同市浪岡大字大 積迎字沢田百十三番二十まで、同市浪岡大字 徳才子字山本百五番五十九からつがる市柏稲 盛岡本九十七番一まで(五所川原市大字福山 字広富二百八十八番一から同市字本町三十六番七 を経てつがる市柏稲盛岡本九十七番一までを 除く。)、つがる市木造越水長谷川百六十二 番四から青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町 字鳴戸三百八十四番六まで(同市木造越水長 谷川百六十二番四から同郡鱒ヶ沢町大字北浮 田町字今須浜田二十五番一を経て同郡鱒ヶ沢 町大字舞戸町字鳴戸三百八十四番六までを除 く。)、能代市字芝童森五番十九から秋田県 山本郡三種町鶴川字帆出三十番二まで及び秋 田市金足岩瀬字小川瀬三十一番一から同市八 橋南二丁目二百三十三番九十八まで